

# 補助金を受けるには？



## ①事前相談

- ・申請の前に**市役所で相談**してください。
- ・業者さん(建築士、大工や工務店)に**工事の相談**をしてください。



## ②申請・補助金交付決定

- ・市へ**補助金の申請**をしてください。
- ・市から**補助金交付決定通知書**が送られてきます。



## ③契約・着工・完了報告

- ・業者さんと**契約**して、**着工**してください。
- ・工事が終わったら、**完了書類を提出**してください。

提出期限：工事が完了した日から30日以内 又は 1月末日のいずれか早い日



## ④補助金確定

- ・市から**補助金確定通知書**が送られてきます。



## ⑤補助金請求書の提出・受取

- ・市へ**請求書を提出**した後、補助金が支払われます。

## 耐震改修工事をするると税金の優遇があります

### ●確定申告で、所得税を税額控除

市の木造住宅改修費補助を利用した場合、改修費の10%相当額(25万円を限度)が所得税額から控除されます。

※適用期限：平成33年12月31日まで

### ●固定資産税も減額

平成32年3月31日までに一定の条件に適合する耐震改修工事を行った場合、固定資産税額が減額されます。